

暫定憲法改正

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五五七年タイ王国憲法（暫定版）の仏暦二五五八年改正（第1版）
前文省略

第一条（名称）

本憲法を「仏暦二五五七年タイ王国憲法（暫定版）の仏暦二五五八年改正（第1版）」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本憲法は官報公示日の翌日から施行する。〔官報公示日は二〇一五年七月一日〕

第三条（立法議員資格）

仏暦二五五七年タイ王国憲法（暫定版）の第八条の（四）の内容を廃止し、以下のように置き換える。

「（四）選挙権取り消し中ではない。」

*旧規定／

（4）選挙権を剥奪されたことがある。

第四条（国王の国事行為代行）

以下の内容を仏暦二五五七年タイ王国憲法（暫定版）の第十九条の第六段として増補する。

「憲法または法律に基づく国王への宣誓は、国王が成人の王位継承者、もしくは国王代行に代行させることができる」

第五条（国民投票）

仏暦二五五七年タイ王国憲法（暫定版）の第三七条の内容を廃止し、以下のように置き換える。

「第三七条

憲法起草委員会は、第三六条第二段に基づく改定増補要求の提出期限日から60日以内に、改定増補を審議する。ここにおいて憲法起草委員会は、相当との判断に基づき憲法起草案を改定増補することができる。改定増補要求が数多くの審議点を有する、または憲法起草案の構造に影響を及ぼすおそれがあり、憲法起草委員会が当該期間内に審議を終えられそうもないと判断した場合、改定増補要求の審議期限日から30日以内であれば、憲法起草委員会は改定増補要求の審議期間を一回延長することを決議することができ、審議期限日までに、国家改革会議に対し、期間延長の決議をその事由とともに通知する。

憲法起草委員会が第一段に基づき起草案を改定増補した時、国家改革会議に憲法案を提出する。国家改革会議は憲法起草委員会から憲法案を受け取った日から15日待ち、その期間が経過した時、国家改革会議はその期間が経過した日から3日以内に、その憲法案全体を承認するか否認するか決議を取るために会議を開く。ここにおいて国家改革会議は憲法案の内容の改定増補はできない。

ただし重要部分ではない修正で憲法起草委員会が了解した場合、または憲法起草委員会が十全な憲法案にするため改定増補が必要と判断した場合はその限りではない。

国家改革会議が第二段に基づく憲法案の承認を決議した時、内閣に通知し、内閣は選挙委員会に速やかに通知する。このとき国民投票実施は選挙委員会の義務とし、選挙委員会が国家立法議会の承認と官報公示により布告規定した原則、方法、及び期間に従って実施する。ここに違反及び罰則規定に係る部分において仏暦二五五二年国民投票についての憲法付属法を本憲法に基づく国民投票実施に適用する。

本憲法に基づく国民投票は、その憲法案全体への賛成か反対かに投票し、全国で同日に実施しなければならない。ここにおいて国家改革会議または国家立法議会は、それぞれ1点だけ、追加して国民投票に付す質問事項を決議することができる。その場合、国家改革会議議長または国家立法議会議長は当該質問事項を内閣に提出し、内閣が承認すれば、国家改革会議または国家立法議会議長が決議した日から15日以内に内閣は選挙委員会に通知し、選挙委員会は憲法案の国民投票と同時にその質問事項についての国民投票を実施する。この場合、多数決をもって決定する。

第四段に基づく質問事項の提出の決議において、国家改革会議は憲法案の承認または否認の決議と同日に決議し、国家立法議会は国家改革会議が憲法案の承認を決議した日から3日以内に決議する。

選挙委員会は第四段に基づく国民投票日を布告規定する。その期日は、家屋登録書に氏名が記載された有権者のいる全ての世帯の80%以上に選挙委員会が憲法案を送付した日から30日以上、45日以内でなければならない。

国民投票において有権者は、本憲法の施行日前の最後の総選挙での投票権者と同一の資格を有し、禁止態様にあつてはならず、第三七／一条の規定下に有権者の憲法案に対する賛成票が反対票を上回れば、内閣総理大臣は国民投票の結果が発表された日から30日以内に憲法案を国王に奏上し、国王が署名した時、官報に公示し、施行する。このとき内閣総理大臣は国王署名に副署する。

国王が憲法案を承認せず、返付しない場合、または90日が経過しても返付されない時、その憲法案は廃案となる。」

*旧規定／

第三七条

憲法起草委員会は、第36条第2段に基づく改定増補要求の提出期限日から60日以内に、改定増補を審議する。ここにおいて憲法起草委員会は、相当との判断に基づき憲法起草案を改定増補することができる。

憲法起草委員会が第1段に基づき起草案を改定増補した時、その憲法案全体の承認または不承認を審議してもらうため国家改革会議に提出する。国家改革会議は憲法起草委員会から憲法案を受け取った日から15日以内に決議しなければならない。ここに国家改革会議は憲法案の内容の改定増補はできない。ただし重要部分ではない修正で憲法起草委員会が了解した場合、または憲法起草

委員会が十全な憲法案にするため改定増補が必要と判断した場合はその限りではない。

国家改革会議が第2段に基づく憲法案の承認を決議した時、国家改革会議議長は決議日から30日以内に憲法案を奏上し、国王署名後、官報で公示し、施行することができる。国家改革会議議長が国王署名に副署する。

第六条（憲法案の修正）

以下の内容を仏暦二五五七年タイ王国憲法（暫定版）の第三七／一条として増補する。

「第三七／一条

内閣が第三七条第四段に基づき追加の事項で国民投票することを承認し、投票者の過半数が当該事項に賛成し、国民投票の投票結果と憲法案の規定が一致しなくなった場合、憲法起草委員会は国民投票結果の発表日から30日以内に、憲法案の関係する部分を国民投票結果と一致させるよう改定し、当該憲法案を憲法裁判所に送付し、国民投票結果と一致しているか審査してもらう。憲法裁判所の審査は憲法案を受け取った日から30日以内に終わる。憲法裁判所が国民投票結果と一致していると判断した、またはいずれかの規定が国民投票結果と一致していないと判断し、憲法案を憲法起草委員会に差し戻し、憲法起草委員会が憲法裁判所の決定日から15日以内に憲法裁判所の決定に従って改定した場合、内閣総理大臣は第三七条第七段に基づき憲法案を奏上する。このとき完成された改定増補の憲法案を内閣総理大臣が受け取った日から起算する。」

第七条（国家改革会議、憲法起草委員会）

仏暦二五五七年タイ王国憲法（暫定版）の第三八条と第三九条の内容を廃止し、以下のように置き換える。

「第三八条

国家改革会議は以下の場合に解散となる。

- （一）定められた期間内に憲法案の審議を終えることができなかった。
- （二）第三七条に基づき憲法案の審議を終えた。このとき憲法案を承認したか、承認しなかったかを問わない。

憲法起草委員会が第三四条に基づく期間内に憲法案を起草できなかった、または（一）に基づく場合があった時、もしくは国家改革会議が憲法案を否認した時、憲法起草委員会は解散するが、当該事由により退任した憲法起草委員に第三三条第二段を適用しない。

「第三九条

憲法起草委員会の解散前に国家改革会議が解散した場合、憲法起草委員会は引き続き義務を果たす。ただし国民投票で憲法案が否決された場合、憲法起草委員会は国民投票結果の発表日をもって解散となる。国民投票で憲法案が承認された場合、憲法起草委員会は憲法付属法または必要なその他の法律を起草し、国家立法議会に提出するため引き続き義務を果たし、憲法が公布、施行された後、憲法起草委員会の義務遂行はその施行された憲法の規定に従う。

憲法起草委員会の解散前に国家立法議会在解散した場合、憲法起草委員が何らかの事由により退任したとしても、残りの憲法起草委員が引き続き義務を果たす。このとき憲法起草委員会は残有の憲法起草委員会から構成されるものとみなし、国家平和秩序維持団団長は速やかに代替りの憲法起草委員を任命する。ここに第三二条第一段、第二段及び第三段は適用しない。」

＊旧規定／

第33条第2段

利害関係を排除するため、憲法起草委員は憲法起草委員の地位を退任した日から2年間、政治的地位に就くことはできない。

第38条

国家改革会議が定められた期間内に審議を終えなかった、または憲法案を承認しなかった、もしくはその憲法案が第37条に基づき廃案となった場合、国家改革会議と憲法起草委員会は解散し、本憲法で規定された権限に基づき新たな国家改革会議と憲法起草委員会の任命手続に入る。

憲法起草委員会が第34条で定められた期間内に憲法起草を終えなかった場合、憲法起草委員会は解散し、その解散日から15日以内に新たな憲法起草委員会を任命する。

第1段または第2段に基づき解散で役割を終えた国家改革会議議長、国家改革会議副議長、国家改革会議メンバー、及び憲法起草委員は、新たに国家改革会議議長、国家改革会議副議長、国家改革会議メンバー、憲法起草委員になることはできない。

第39条

憲法案の起草を終えた時、国家改革会議と憲法起草委員会は憲法付属法案またはその他の必要な法律案の起草のために引き続き任務を果たす。ここに国家改革会議は必要な法案の起草のために委員会を設置することができる。ただし新憲法の施行が公布された時、国家改革会議と憲法起草委員会の任務遂行はその公布された憲法に従う。

第八条（憲法案の再起草、改革推進）

以下の内容を仏暦二五五七年タイ王国憲法（暫定版）の第三九／一条、第三九／二条、第三九／三条として増補する。

「第三九／一条

国家改革会議及び憲法起草委員会が解散した日から、または憲法起草委員会が第三九条に基づき解散した日から、もしくは憲法案が第三七条第八段に基づき廃案になった日から30日以内に、国家平和秩序維持団は新・憲法起草委員会を任命する。新・憲法起草委員会は委員長1人及び20人以下の委員から構成され、任命された日から180日以内に憲法起草を終える義務を果たす。ここに第三三条及び第三五条を準用する。

憲法起草中、新・憲法起草委員会は国家平和秩序維持団、内閣、国家立法議会、及び国民の意見を聴取し、取り入れる。ここに新・憲法起草委員会が定めた原則、方法、及び期間に従う。

新・憲法起草委員会が起草を終えた時、内閣に通知し、内閣は速やかに選挙委員会に通知する。国民投票の実施は選挙委員会の義務とし、国民投票は国家立法議会の承認により選挙委員会が布告規定し、官報公示した原則、方法、期間に従い。このとき第三七条第四段、第五段、第六段、第七段及び第八段、第三七／一条、第三九条第一段を準用する。ここに憲法起草委員会の権限義務は新・憲法起草委員会の権限義務とする。

第三九／二条

国家改革会議が第三八条に基づき解散した時、本憲法に基づく国家改革会議を再び設置せず、国家立法議会が国家改革会議に代わって第二七条に基づく諸改革があるようにする。このとき重要性、緊急性、及び残り期間における改革の成就を考慮し、第三一条第一段（一）及び第二段を準用する。

内閣総理大臣が出生によるタイ国籍者で35歳以上の者から任命した200人以下からなる国家改革推進会議を設置する。任命は国家改革会議が解散した日から30日以内に終える。

内閣総理大臣は国家改革推進会議のメンバーから1人の議長、2人以下の副議長を任命する。ここに国家改革推進会議の決議に従う。

第一三条、第一八条、及び第二九条を国家改革推進会議及び国家改革推進会議メンバーに準用し、第九条第二段に基づく決定は国家改革推進会議の権限とする。

第三九／三条

第四〇条及び第四一条を国家改革推進会議の議長、副議長、メンバー、憲法起草委員会の委員長及び委員に準用する。

第九条（暫定憲法改正）

仏暦二五五七年タイ王国憲法（暫定版）の第四六条第五段の内容を廃止し、以下のように置き換える。

「国家立法議会が改定増補した憲法案を承認した時、内閣総理大臣は承認決議日から15日以内に国王署名を求め奏上し、官報公示を経て施行することができる。ここに内閣総理大臣は国王署名に副署し、第三七条第八段の内容を準用する。

*旧規定／

第四六条第五段

国家立法議会が改定増補した憲法案を承認した時、内閣総理大臣は承認決議日から15日以内に国王署名を求め奏上し、官報公示を経て施行することができる。ここに内閣総理大臣は国王署名に副署し、第37条第4段の内容を準用する。
(おわり)